

緊急時における航空機モニタリングに関する
原子力規制委員会と独立行政法人日本原子力研究開発機構との
協力についての合意書

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年 12 月 17 日法律第 156 号）第 1 章の 2 に定める原子力災害対策指針（平成 24 年 10 月 31 日原子力規制委員会決定）（平成 25 年 9 月 5 日全部改正）では、緊急事態においては迅速に緊急時モニタリングを行い、周辺環境の放射性物質による空間放射線量率等を把握し、それを判断根拠として防護措置を適切に実施することとされており、広範な周辺環境における空間放射線量率等を速やかに把握できる航空機モニタリングの迅速な実施を可能としておく必要がある。

国は、原子力災害対策指針において、空域等の広域モニタリングを実施することとされており、原子力規制委員会原子力規制庁は、その実施にあたり中心的な役割を担う。また、独立行政法人日本原子力研究開発機構は、これまで東京電力福島第一原子力発電所事故の対応における航空機モニタリングに係る技術開発及び実施等を担うなど、十分な知見と経験を有する機関であるとともに、災害対策基本法（昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号）に基づく指定公共機関として原子力災害における人的・技術的支援を行うことから、両者がより一層連携して取り組む必要がある。

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ監視情報課長（以下「甲」という。）及び独立行政法人日本原子力研究開発機構安全研究・防災支援部門企画調整室長（以下「乙」という。）は、緊急時における航空機モニタリング等の事業の適正かつ着実な実施に資するため、平常時より両者の協力を円滑に推進することを目的として、以下の条項について合意する。

（協力事項）

第 1 条 本合意書が対象とする協力事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 緊急時における航空機モニタリングに関する事項
- (2) 平常時における航空機モニタリングに関する事項
- (3) 航空機モニタリングの技術開発に関する事項
- (4) 上記(1)から(3)の実施に付随する業務等に関する事項

（協力の実施）

第 2 条 甲は、緊急時を含め航空機モニタリングの実施に向けた制度の充実を図るとともに、第 1 条に定める事項を円滑に実施するため、乙が整備する体制等の充実に資する措置等を継続的に行う。乙は、第 1 条に定める事項等の実施に関する体制を充実させる。

（合意書の有効期間等）

第 3 条 本合意書の有効期間は、本合意書の締結日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。ただし、当該有効期間満了の 3 か月前までに甲又は乙のいずれかより本合意書を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、本合意書は 1 年間

更新され、その後も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙が、本合意書の有効期間内に本合意書を終了させたい場合は、3か月前までにその旨を相手方に書面で通知することにより、本合意書を終了させることができるものとする。

(変更)

- 第4条 やむを得ない事由により、本合意書の内容を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更するものとする。

(その他)

- 第5条 本合意書に定める事項に疑義が生じた場合、本合意書に定めのない事項が生じた場合又は本合意書を改定する必要がある場合には、甲及び乙は誠意をもって協議し処理するものとする。

本合意書の締結を証するため、合意書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年3月26日

(甲) 東京都港区六本木1丁目9番9号

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ

監視情報課長 南山 力生



(乙) 茨城県那珂郡東海村白方字白根2番地の4

独立行政法人日本原子力研究開発機構安全研究・防災支援部門

企画調整室長 中村 武彦

